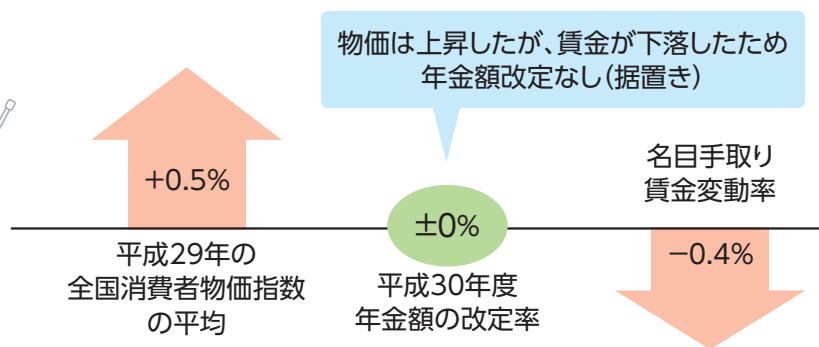


平成30年度の年金額は据置き

平成30年度(2018年度)の年金額は、平成29年度(2017年度)から据置きとなりました。

年金額は、毎年の物価や賃金の変動内容に応じて、翌年度(翌年4月~翌々年3月分)の年金額を改定(増額や減額)することとされています。

平成29年の物価(全国消費者物価指数の平均)は、対前年比で+0.5%となりましたが、賃金(名目手取り賃金変動率)は-0.4%となりました。年金額の改定については、法律上、物価の変動がプラスで賃金の変動がマイナスとなる場合には、改定を行わないこととなっているため、平成30年度の年金額は、原則として平成29年度と同額です。



年金額の改定ルールが見直されました

前号(第80号(平成29年12月発行))でもお知らせしたとおり、本年4月から年金額の改定ルールが変わりました。

平成30年4月から

マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

年金額は、賃金や物価の変動による改定に加えて、限られた財源の中から年金を支給するため、「**マクロ経済スライド(📖)**」による調整が行われることとなっており、この調整には「**スライド調整率(📖)**」が用いられます。

ただし、マクロ経済スライドは、「**名目下限措置(📖)**」により、賃金や物価の変動がプラスになったときに限り適用されます。

しかし、この制度が導入された平成16年(2004年)以降、賃金や物価の下落が長く続いたことからこの制度はほとんど適用されず、実際に当該調整が行われたのは、平成27年度(2015年度)の1回のみでした。

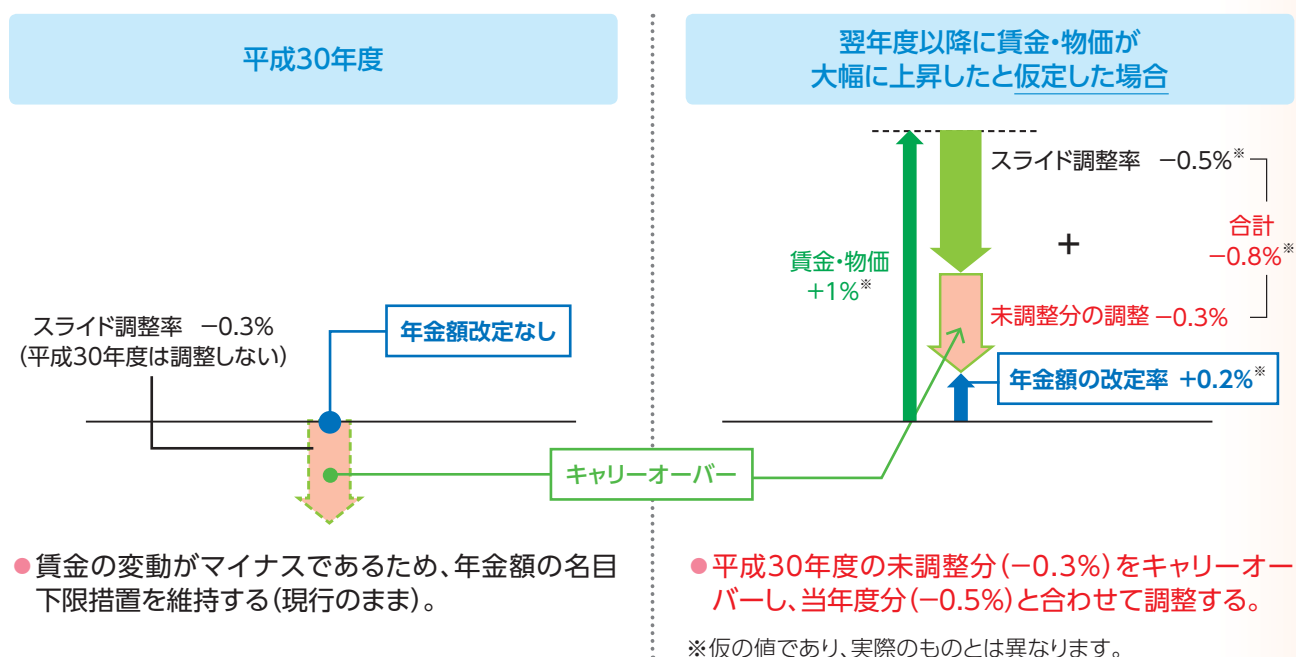


この制度を維持すると将来世代の給付水準の確保が困難となるため、名目下限措置は維持しつつ、賃金や物価の変動がマイナスのときに調整できない分を翌年度以降に繰り越し、賃金や物価の変動がプラスとなったときに調整する仕組み(キャリーオーバー)が導入され、本年4月に施行されました。

本年度のスライド調整率は、 -0.3% となりました。しかし、賃金の変動がマイナスであったため、当該調整は行われず年金額は据置きとなりました。この調整されなかったスライド調整率 -0.3% は、未調整分として、翌年度以降に繰り越されます。

イメージ図

翌年度以降に賃金・物価が 1% 上昇し、かつその年度のスライド調整率が -0.5% と仮定したときの例



用語解説

- **マクロ経済スライド**：保険料等の収入との均衡を保つため、年金額の上昇を抑制する仕組み。賃金や物価の伸び率から、スライド調整率を差し引いた分だけ、年金額が改定される。
- **スライド調整率**：平均余命の伸びと現役世代人数の減少を考慮した一定の率
- **名目下限措置**：年金受給者に配慮し、前年度より大幅に年金が減額されないようにするための措置。賃金や物価が次のように変動したときに行われる。

◆小幅にプラスのとき

スライド調整率による年金額の調整は行われるが、名目下限措置により、減額までは行われない(賃金や物価の変動がプラスになったことによる改定(増額)が行われず、前年度の年金額から据置きとなる。)

◆マイナスのとき

名目下限措置により、スライド調整率による年金額の調整は行われない(賃金や物価変動がマイナスになったことによる改定(減額)のみが行われる。)

さらに、2021年4月からも年金額の改定ルール変更が実施されることとなっています(賃金・物価スライドの見直し)。これらの改正は、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保等を図ることを目的とした見直しであるとされています。

2021年4月からの年金額の改定ルールの見直しについては、改めてお知らせします。

